

2019年7月1日(月)施行

# ご存知ですか？ 遺産分割前の 相続預金の 払戻し制度



## どんなとき？

口座名義人が亡くなれば、口座名義人の預金（相続預金）が遺産分割の対象となる場合には、遺産分割が終了するまでの間、相続人単独では相続預金の払戻しを受けられないことがあります。



## どんな制度？

このため、遺産分割が終了する前であっても、各相続人が当面の生活費や葬儀費用の支払いなどのためにお金が必要になった場合に、相続預金の払戻しを受けられるよう、平成30年7月の民法等の改正により、相続預金の払戻し制度が設けられました。

## 何ができる？

この制度では、相続預金のうちの一定額については、お取引金融機関窓口で払戻しを受けられます。



## 注意 事項

- ▶ 制度利用には、所定の書類が必要となります（裏面）。書類を頂いた後、相続預金の払戻しまでには、内容の確認等のため一定の時間を要します。
- ▶ また、遺言相続のためこれらの制度を利用できない場合などもありますので、お取引金融機関にお問い合わせください。
- ▶ なお、これらの制度により払い戻された預金は、後日の遺産分割において、払戻しを受けた相続人が取得するものとして調整が図られることとなります。

# 改正民法で設けられた 2つの払戻し制度



## 家庭裁判所の判断により払戻しができる制度

- 家庭裁判所に遺産の分割の審判や調停が申し立てられている場合に、各相続人は、家庭裁判所へ申し立ててその審判を得ることにより、相続預金の全部または一部を仮に取得し、金融機関から単独で払戻しを受けることができます。
- ただし、生活費の支弁等の事情により相続預金の仮払いの必要性が認められ、かつ、他の共同相続人の利益を害しない場合に限られます。

### 単独で払戻しができる額

＝ 家庭裁判所が仮取得を認めた金額



## 家庭裁判所の判断を経ずに払戻しができる制度

- 各相続人は、相続預金のうち、口座ごと（定期預金の場合は明細ごと）に以下の計算式で求められる額については、家庭裁判所の判断を経ずに、金融機関から単独で払戻しを受けることができます。
- ただし、同一の金融機関（同一の金融機関の複数の支店に相続預金がある場合はその全支店）からの払戻しは150万円が上限になります。

### 単独で払戻しができる額

$$= \text{相続開始時の預金額 (口座・明細基準)} \times \frac{1}{3} \times \text{払戻しを行う相続人の法定相続分}$$

(例) 相続人が長男、次男の2名で、相続開始時の預金額が1口座の普通預金600万円であった場合

長男が単独で払戻しができる額 =  $600\text{万円} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2} = 100\text{万円}$

## 制度利用の際に必要な書類

遺産分割前の相続預金の払戻し制度を利用するに当たっては、本人確認書類に加え、概ね以下の書類が必要となります。ただし、お取引金融機関により、必要となる書類が異なる場合がありますので、くわしくは、お取引金融機関にお問い合わせください。



- 1 家庭裁判所の審判書謄本  
(審判書上確定表示がない場合は、さらに審判確定証明書も必要)



- 2 預金の払戻しを希望される方の印鑑証明書



- 1 被相続人(亡くなられた方)の除籍謄本、戸籍謄本または全部事項証明書  
(出生から死亡までの連続したもの)

- 2 相続人全員の戸籍謄本または全部事項証明書

- 3 預金の払戻しを希望される方の印鑑証明書

